

～第3章 2期千葉市地域福祉計画の概要～

1. 基本的な考え方

第2期千葉市地域福祉計画の策定に併せて見直しを行った各区計画と併せて、前章で触れた前計画の課題や社会情勢の変化等に対応するため、実効性のある計画推進に向けた支援策を検討しています。

第1期計画では、千葉市で平成18年度から平成22年度にかけ取り組んだ地域福祉に関する施策について、**5つの基本テーマ**を定め、各テーマに沿った形で所管ごとに事業の推進を行ってきました。その結果各分野において一定の**成果**が挙げられた半面、第2章で触れた様々な**課題、特に計画を推進するための新たな施策の検討が必要**となりました。

そこで、第2期計画では、「**計画を推進するための項目（方法や手段）**」と「**個別の取組項目（千葉市として取組む福祉施策・公助（新規・継続項目）**）」に分けて掲載しています。

なお、「**個別の取組項目**」については、「**第1期各区地域福祉計画**」の見直しにあたって**6区で抽出**された各区の取り組みの中から、自助・共助以外の「市計画・その他行政施策として推進すべき公助」の項目との関連と併せて検討しています。

2. 策定の経緯

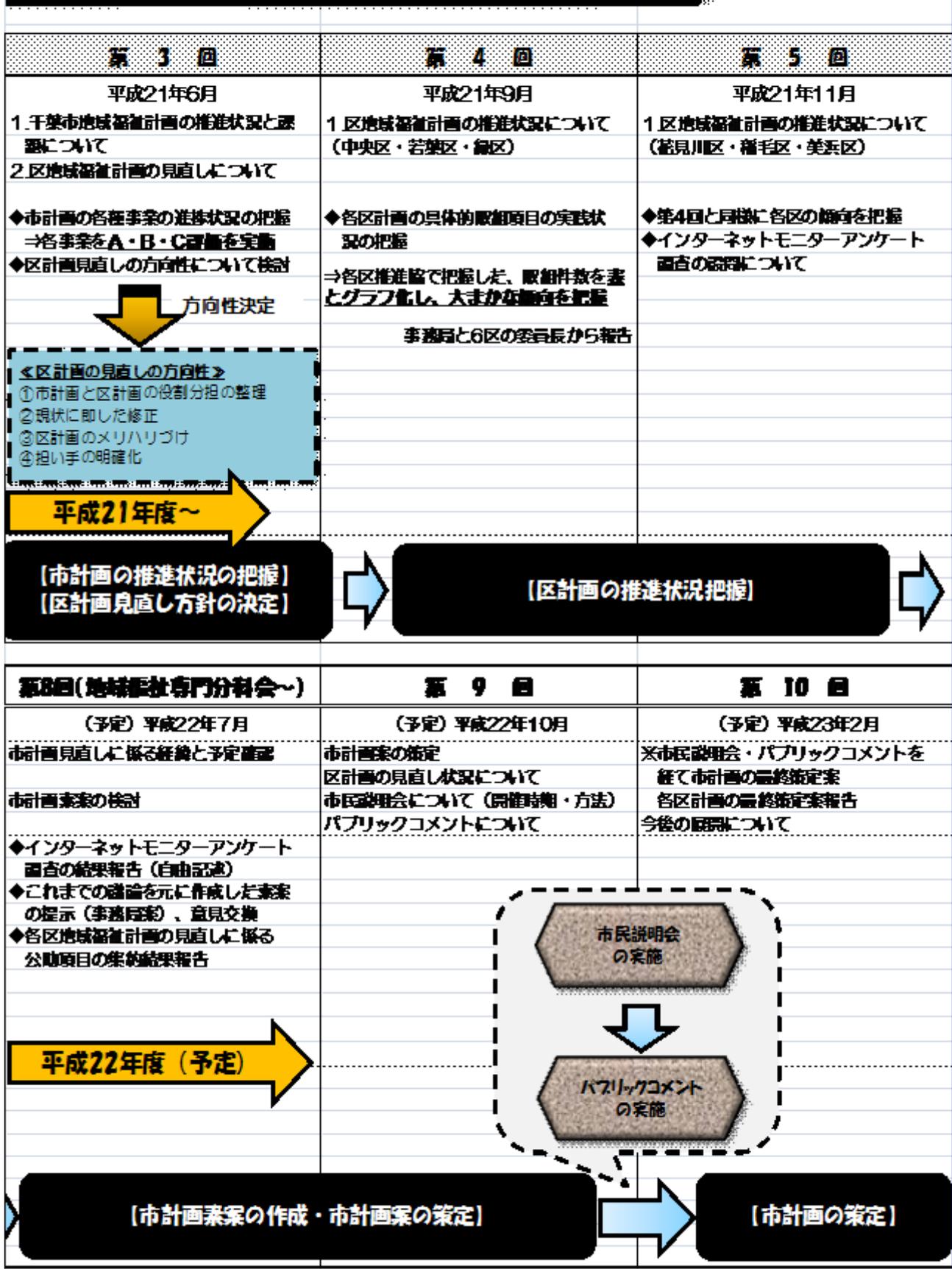
第2期千葉市地域福祉計画は、「千葉市地域福祉計画推進協議会」（平成20年度～平成21年度）「社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」（平成22年度）の場において、10回の会議における検討、調整を経て策定されています。**計画策定に係る流れ**は次ページのとおりですが、会議における使用資料や議事録は、ホームページでも閲覧できますのでご覧ください。

また、策定にあたっては**市民説明会、パブリックコメント**を経て、市民の意見を反映した計画となっています。

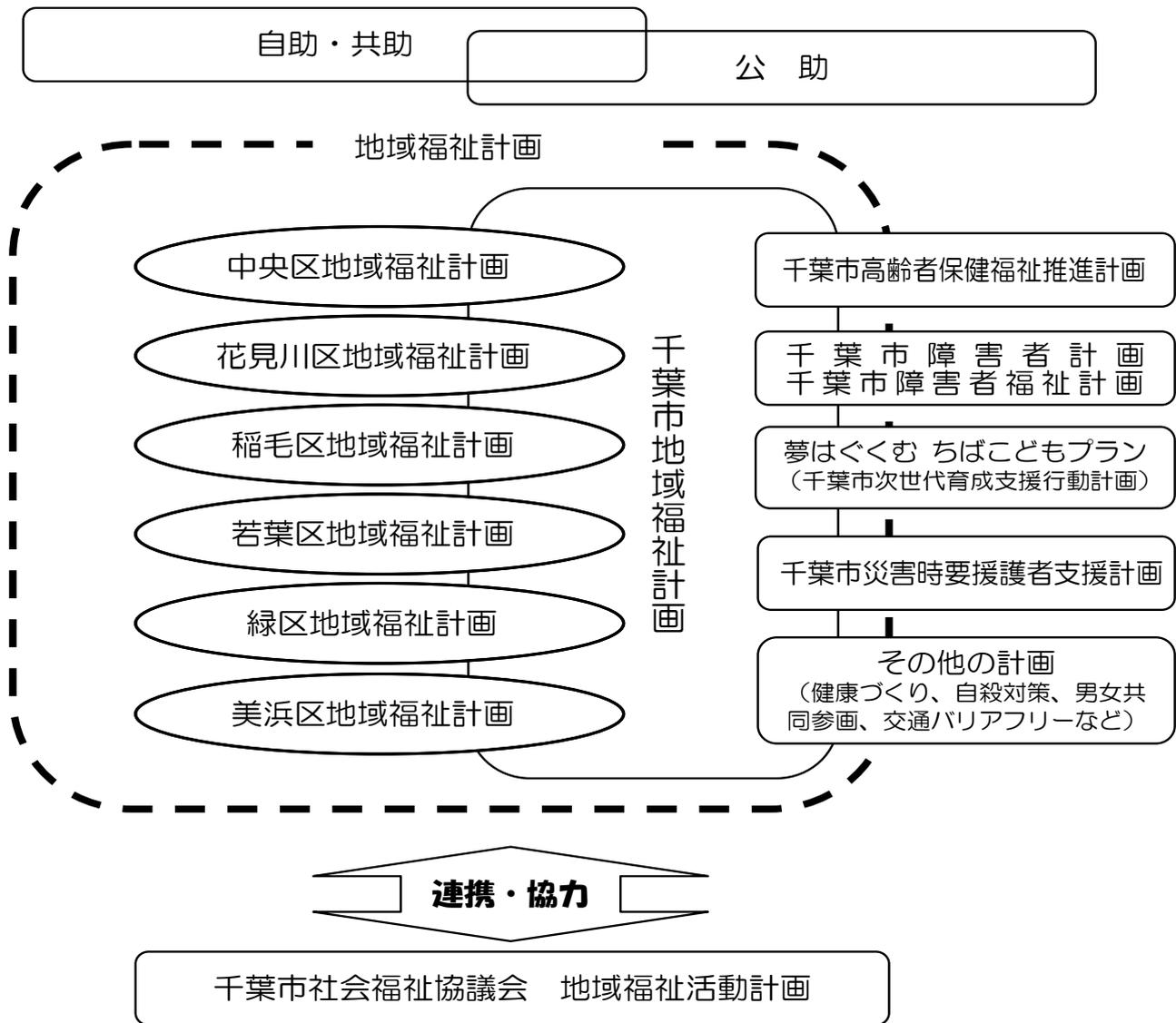
これまで

| | 第1回 (千葉市地域福祉計画推進協議会～) | 第2回 |
|---------|--|--|
| 開催時期 | 平成20年11月 | 平成21年3月 |
| 主な議題 | 1.千葉市の地域福祉の現状と課題について | 1.公的福祉施策の現状等と地域福祉に係る国の動向について 2.千葉市の地域福祉計画の推進状況について |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ◆市・区地域福祉計画の位置づけ ◆区地域福祉計画推進協議会 ◆地域福祉パイロット事業・モデル事業 ◆地域福祉の概念 ◆全国の市区町村の計画策定状況等について事務局より報告・説明 | <ul style="list-style-type: none"> ◆千葉市の人口・高齢化率・高齢単身者の推移・社会保障制度・民生費・各種計画・国の動向・「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書 ◆千葉市地域福祉計画の概要等について事務局より報告・説明 |
| おおまかな流れ | <p style="text-align: center;">平成20年度～</p> <p style="text-align: center;">[導入] 地域福祉に関して、現状の把握(千葉市・全国)</p> | |
| | 第6回 | 第7回 |
| 開催時期 | 平成22年2月 | 平成22年3月 |
| 主な議題 | 1.6区計画の推進状況を踏まえて 2.千葉市地域福祉計画の見直しについて | 1.次期千葉市地域福祉計画の策定方針について 2.骨子案の検討 |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ◆6区計画の推進状況について、特徴や課題を提示 ◆事務局が考える計画の見直しに当たっての検討項目に関して、市推進協にて検討 ◆インターネットモニターアンケート調査の実施について | <ul style="list-style-type: none"> ◆第6回に引き続き、検討項目に関する検討を行う ◆事務局より次期計画に係る骨子案のイメージを提示し、検討を行う ◆インターネットモニターアンケート調査の結果報告 |
| おおまかな流れ | <p style="text-align: center;">インターネットモニターアンケート調査の実施</p> <p style="text-align: center;">[市計画の策定方針の検討・骨子作成]</p> | |

での経緯と今後の予定



3. 各区地域福祉計画、他計画との関係



地域福祉計画が「縦割り」ではなく「横断的」と言われるのは、他の行政計画と重なったり連携できる部分が多いばかりではなく、**計画と計画のすき間**で、各計画では**支援の対象にならない人**を、自助・共助・公助が連携することで支援を担っていくという考えもできるからなんだね。



各区地域福祉計画との関係（自助・共助、計画推進のサポート）

千葉市内6区で策定されている「各区地域福祉計画」につきましては、「千葉市地域福祉計画」と同様に、今回、見直しを行い、「第2期計画」（計画期間は平成23年度～27年度）を策定しました。

各区共通の**見直しポイント**としては、

.....

社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係（特筆）

（参考：第1期計画）

社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者など地域福祉に幅広く関わる人たちを構成員として、「**共に手を携える福祉社会の実現**」を目指し、市民や活動団体等と話し合い、協力しあい総合的な福祉の推進を図るために設置された、**社会福祉法に位置づけられている公共性と自主性をもつ民間組織**です。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、今後ますます、市民に身近なところで地域福祉を具体的に進めるための役割が期待されており、そのため、地域で福祉活動を行う人たちが、様々な課題や問題を解決する基本指針となる「**地域福祉活動計画**」を策定しています。

地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目的としていますが、地域福祉計画は、自助・共助・公助が適切に連携し、地域全体で支え合い助け合う取組みを内容とするものであるのに対し、社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、**町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織等を中心とした民間分野の活動、行動計画**です。

平成23年度を初年度とする「地域福祉活動計画第4次実施計画」の策定に当たっては・・・・・・・・。

地域福祉活動計画（次期計画概要）

※社協と調整

4. 計画期間

平成23年度から平成〇〇年度までの〇年間としますが、年度ごとの状況を勘案して、必要に応じて随時修正を行います。

.....